

3 人権教育を推進するための環境づくり

(1) 学習方法の整備

学習プログラムの開発

学校教育および社会教育における人権教育のねらい、基本的な考え方、取り組むべき内容や方向性を示す「人権教育推進プラン」を策定するとともに、プランに基づいて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校での実践をもとに、教職員が人権に関わる学習を組み立てる基本となる「人権学習プログラム」の第1集と第2集を作成した。

また、家庭や地域においては、地域の課題や実態に即した人権教育に主体的に取り組めるよう学習意欲を高めるプログラムの開発や活用に努めるとともに、より効果的な学習が進められるよう努めた。

[評価と今後の課題]

県内のほとんどの学校・園において、「人権教育推進プラン」を踏まえて、各学校・園の実態に応じた人権教育計画等に改訂された。また、「人権学習プログラム」の活用が図られ、継続性のある人権学習が展開されている。

今後、人権教育をより一層効果的に進めるためには、学習者や地域の実態に即し、継続性・発展性のある学びを展開することが重要であり、プログラムの事例を増やしさらに活用を進める必要がある。

より主体的な充実した学びの機会をつくり、広がりをもたせていくためには、現代的課題や地域課題を見据えた研修プログラムづくりや参加型体験学習等の手法を工夫し、効果的な学習方法を考えていくことが必要である。

教材の整備

家庭や地域、学校、職場などあらゆる場所で、さまざまな人権課題について学べる冊子やビデオ等の教材を順次作成し、有効な活用に努めた。また、地域や職場での指導者用の冊子の整備も併せて行った。視覚障害のある人への配慮としては、広報誌の点字版の発行や冊子のデータをパソコン音声対応に変換して提供するなどを行った。

学校においては、「人権教育推進プラン」ならびに「人権学習プログラム」をもとに、教職員が地域に根ざした人権学習をさらに推進できるよう具体的な展開例である「子どもの輝く笑顔を求めて」(人権学習指導者教材集)を作成した。

地域社会や職場等における研修会で使用するビデオ教材については、県内各市町村から希望の多いものや、社会的諸課題に応じた教材を整備するとともに、テーマ別・ジャンル別に整理し、多くの県民が利用しやすいように努めた。また、啓発冊子「波紋」を県内各市町村に配布し、地区別懇談会等の研修資料として活用されるよう努めた。

[評価と今後の課題]

さまざまな教材を整備し、活用が図られており、今後とも、新しい人権課題を踏まえ、目的や対象に応じた教材の整備に努める必要がある。また、障害のある人など教

材を使用する側の立場に立った教材の整備に努める必要がある。

学校における活動事例には弾力性があり、地域や児童生徒の実態に応じて幅広い活用が期待されており、今後、実践に基づく事例を増やし、さらに活用を図る必要がある。また、ビデオ教材や啓発冊子などの教材が、各市町での研修会や自治会などの地区別懇談会等で、さらに有効な活用が図られるよう努める必要がある。

学習スタイルの構築

学習者の主体的な参加や体験を重視した参加型体験学習の手法「気づき 広げる・深める 計画する 実践・行動化」という学習の流れを大事にしながら、参加者が役割分担などを考え、主体的に参加していくスタイルを通して、より実践的な態度の育成につながるよう学習内容の充実に努めてきた。

地域の課題に応じたオリジナルな学習プログラムを開発したり、参加者のニーズに応じた学習課題を設定し、アイデア豊かな研修形態の開発等を進めてきた。

[評価と今後の課題]

参加型体験学習形式での研修会の開催のほか、地域課題を見据えた講演会や現地研修会等を組み入れるなど、工夫した取り組みがされてきたが、参加者のみの研修で終わるのではなく、その研修成果を広く地域住民の中に浸透させ、日常生活での実践化・行動化、身近な家庭内での話し合いがもたれるような、より効果的な教育・啓発活動の展開を図る必要がある。

(2) 人材の養成と活用

学校教育においては、人権に関する資料や情報の提供に加えて教職員の指導技能の向上を図り授業実践のサポートに努めるとともに、学校・園における人権教育の円滑な推進を図るため、各学校・園における教員の指導者となるリーダーの養成をめざして研修会を開催した。

また、地域ぐるみの人権教育を進める指導者の育成と、人権学習会や懇談会をコーディネートする人材の育成を目的とする研修を実施した。

職場においては、企業のトップや人事労務担当者を対象にした研修会を開催したほか、公務員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者等人権に関わりの深い職業に従事するものについては、各種研修の実施により指導者の養成と資質の向上に努めた。

さらに、家庭相談員や障害者相談員といった各相談機関等に所属する相談員等の相談機能の充実および資質の向上を目的とし、相談員に関する専門的な知識および技術の習得を図るための研修会を開催した。

[評価と今後の課題]

学校や地域、職場における指導者の育成に継続して取り組んできたが、指導者の資質の向上や活用が求められており、今後も引き続き、人権教育の充実を図るとともに、指導者の養成と資質の向上に努める必要がある。

(3) 効果的な人権啓発・情報提供

マスメディアおよびインターネットの活用

マスメディアを活用する啓発については、平成14年度から統一のテーマのもと複数のメディアを組み合わせるメディアミックス手法により、特に若い年齢層に関心を高めてもらえるよう年度毎にメインキャストを設定し、統一的なイメージで訴求力のある啓発の展開に努めた。

また、全戸配付の広報誌やホームページ、メールマガジンで、各種施策や行事・催し、学習教材、相談窓口等の紹介を行った。さらに、人権に関するメッセージの募集等においては、インターネットの活用を図り、効果的な啓発に努めた。

[評価と今後の課題]

さまざまなメディアを総合的に活用するとともに、知名度の高いメインキャストにより、若年層などの関心の低い層にも人権について考える契機を提供することができた。なお、平成13年度人権意識調査によると、新聞広告、テレビ・ビデオによる啓発活動への接触状況は、ともに約7割となっている。また、インターネットを活用して迅速な情報提供を行うことができた。

今後も、さまざまな媒体の特性を活かし、効果的な啓発に努める必要がある。

イベント方式の活用

毎年9月に「じんけんフェスタ」を開催するなど、より多くの県民の参画が得られるよう、幅広い啓発事業を一体的、総合的に展開してきた。

啓発イベントにおいては、「ハンセン病問題」や「児童虐待防止」、「犯罪被害者の人権」等の時事問題となる人権課題を取りあげたり、NPOや各種団体の参画が得られるよう工夫したり、コンサートやキャラクターショーを併せて行うなどして、誰もが参加しやすい催しとなるように努めた。

[評価と今後の課題]

イベント方式を活用した啓発事業を行い、多くの県民の参画を得て一定の成果をあげている。

今後は、さらに多くの県民の参画を得られるよう内容を工夫するとともに、特に若年層への訴求効果を考えて、学生の参画を得られるような企画を検討するなど、引き続き、創意工夫に努める必要がある。

期間集中啓発の充実

国や県、市町村が役割分担をし、連携を図りながら、「男女雇用機会均等月間」、「パートナーしがの強調週間」、「老人福祉月間」、「障害者雇用促進月間」、「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」、「企業内同和問題啓発強調月間」などの期間中に、集中的な啓発を実施した。

[評価と今後の課題]

年間を通じた各種の啓発とあわせて、月間等の期間を定めて集中的に行う啓発事業の展開により、啓発効果を高めることができた。今後も引き続き、期間を定めた集中的な啓発を実施していく必要がある。

県民の意見の反映

県民の人権に関する考え方や施策の方向性などを把握し、今後の人権施策を推進することを目的に、平成13年度に「人権に関する意識調査」を実施した。また、「ふれあい人権モニター」を設置し、県が行った啓発事業に関する意見を聴取するだけでなく、啓発事業の企画段階から意見収集を行い、意見を制作に反映させるように努めた。また、より効果的な事業や手法を立案するため、人権擁護委員や人権擁護推進員、県政モニター等を対象にアンケート調査を行い、啓発事業の推進に反映させた。

[評価と今後の課題]

啓発事業の企画・立案・政策過程において県民の意見を取り入れたり、県民の参画を得ながら啓発事業を推進することにより、効果的な啓発を実施することができた。今後も引き続き、生活者の視点に立った啓発事業に努めていく必要がある。

(4) 相談支援体制の整備

人権に関する相談・支援体制の充実を図るため、平成15年度に(財)滋賀県人権センターに人権相談室が設置され、総合的な人権相談が行われているところである。また、平成16年2月に、県や国などの人権に関する相談を行っている機関で、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を設立した。その後、市町等の相談機関にもネットワークを拡大するとともに、研修会の開催や意見交換、相談窓口のPR等を行い、相談機関のレベルアップと相談機関相互の連携の強化を図っている。

[評価と今後の課題]

人権に関する総合的な相談窓口の設置や、相談機関のネットワーク化により相談支援体制の整備を行った。人権に関する問題は複雑・多様化しており、人権に関わる各相談機関相互の一層の連携強化を図り、人権に関する相談に対して総合的かつ効果的に対応する必要がある。今後も、さまざまな情報交換や合同での研修を通じて、関係機関全体の一層のレベルアップを図るとともに、関係機関相互の連携強化を図る必要がある。

(5) 民間団体・NPOとの協働

県民や企業・団体が自主的、自発的に人権に関わるさまざまな社会貢献活動に取り組むよう情報提供を行うとともに、イベント・研修会等への参加の呼びかけを行った。

さまざまな分野にわたる県民の主体的な社会貢献活動を総合的に支援するために、社会貢献活動の普及啓発に努めるとともに、NPOと行政との協働の促進を図った。また、淡海ネットワークセンターや男女共同参画センターが実施

する情報提供、交流、活動活性化、人材育成等の事業を通じてNPOに対して支援を行った。

[評価と今後の課題]

県民の自主的な活動である社会貢献活動の普及啓発や、NPO活動の支援を行ったことで、活動が活発化してきた。今後は、平成16年度に開催した協働モデル研究会の報告に基づき、よりよい協働の推進を図るとともに、県民や企業・団体の自主的な取り組みに向けての支援を継続する必要がある。

